

社労士成年後見センター東京

らいさ つうしん

CONTENTS

- 第13期定時社員総会を開催
- センターからのお知らせ
- ブロック支部活動だより
- 編集後記



マスコットキャラクター「らいさ」
「らいさ」とは、「生き甲斐（ライフ）」と
「支援（サポート）」から命名しました。

2026 No.39

夏

一般社団法人 社労士成年後見センター東京 <https://www.koukensr.or.jp>〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F
TEL: 03-5289-8863 (平日 10:00~16:00 ※土日・祝日を除く)一般社団法人
社労士成年後見センター東京

第13期定時社員総会を開催

6月24日(水) 於・東京都社会保険労務士会研修室 ABC

社労士成年後見センター東京（以下「センター」という。）は、第13期定時社員総会を6月24日(水)、午後2時より東京都社会保険労務士会で開催した。

総会は、甲康枝理事長の挨拶の後、東京都社会保険労務士会 味園公一会長及び東京都社会保険労務士政治連盟 前田昭博副会長による来賓祝辞、議長の選出を経て議事に入り、令和7年度事業報告・収支決算報告、令和8年度事業計画（案）・収支予算（案）に関する4議案すべてが承認された。

定時社員総会は、成田妙庫副理事長が開会を宣言し、続いて挨拶に立った甲康枝理事長は「民法の法改正もあり、社労士の成年後見業務においては一層の飛躍が求められる」と抱負が述べられた。

甲理事長の挨拶の後、来賓が祝辞を披露。最初に登壇した東京都社会保険労務士会の味園公一会長は社員総会に対する祝意を述べた

後、昨年成立した第9次社労士法改正の第1条（使命規定）の条文に記載されている福祉や社会保障の向上及び増進の観点から、「社労士が労働及び社会保険の専門家として今まで以上に成年後見制度に積極的に取り組んでいくべきと考えている」とし、センターのより一層の発展に期待を述べられた。続いて、東京都社会保険労務士政治連盟の前田昭博副会長は関係団体間における協力の必要性和組織強化について述べ、挨拶を締めくくった。

来賓の挨拶を終え、定時社員総会成立にかかる出席社員数の確認報告が行われた。社員総数289名、定足数145名に対して議場出席者37名、議決権行使書提出による出席者152名、委任状出席者10名、出席者合計199名で総会が有効に成立していることを確認。引き続き議長を選出し、選出された樋口智佳子議長の

第13期定時社員総会 次第

1. 開 会
2. 理事長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 出席社員数の確認報告
5. 議長の選出
6. 議事録署名人の選出
7. 議 事
 - 審議事項
 - 第1号議案 令和7年度事業報告承認に関する件
 - 第2号議案 令和7年度収支決算報告承認に関する件
 - 監 査 報 告
 - 第3号議案 令和8年度事業計画(案)承認に関する件
 - 第4号議案 令和8年度収支予算(案)承認に関する件
8. 閉 会



下、議事録署名人の選出が行われた後、議事に入った。

センター所属会員社労士の能力担保 及び広報・普及活動の促進

第1号議案と第2号議案は、関連議案として一括して審議され、町田隆専務理事が議案の提案説明を行った。第1号議案「令和7年度事業報告承認に関する件」では、「成年後見制度における年金・医療・介護等の分野については、既に社労士の活躍する機会が多く存在することから、センター東京は、成年後見人養成研修、更新研修、公開講座を実施し、会員社労士の能力担保に資する活動を継続するとともに、各ブロック支部や地区等を通じ、区市町村や社会福祉協議会、地域包括支援センター等への働きかけを実施した。併せて、新たな広報物として、三つ折りリーフレット及び相談会用ビブスを作成し、広報、普及促進に努めた」と説明。

続く、第2号議案では当期収入合計が8,491,256円、執行率は104.4%、前期繰越収支差額20,385,315円を加えて収入合計は28,876,571円。支出の部では、当期支出合計は4,975,611円、執行率は57.6%。当期収支差額は3,515,645円、次期繰越収支差額は23,900,960円となったことを説明した。

次に両議案について、監事を代表して久禮和彦監事が「収支決算書等は、会計帳簿の記載金額と一致し、収支状況及び財政状態を正しく示している。事業報告書の内容も真実である。」と報告され、第1号・第2号議案ともに原案どおり可決・承認された。

成年後見制度の大改正を見据えた 継続的な支援体制の構築を推進

第3号議案と第4号議案も関連議案として一括審議された。第3号議案「令和8年度事



甲康枝理事長



成田妙庫副理事長

東京都社会保険労務士会
味園公一会長東京都社会保険労務士政治連盟
前田昭博副会長

樋口智佳子議長



河内よしい副理事長

業計画（案）承認に関する件」では、「成年後見制度の25年ぶりの大改正の動きを見据えつつ、制度利用の終了後や補助人交代時においても支援が途切れることのないよう、会員が継続的な支援の担い手となる受け皿体制の構築を推進する」と展望を述べた。続いて、第4号議案「令和8年度収支予算（案）承認に関する件」では、当期収入合計が8,726,400円、前期繰越収支差額を加えた収入合計は32,627,360円、当期支出合計は8,610,400円、次期繰越収支差額は24,016,960円とする収支予算（案）が提案され、第3号・第4号議案ともに原案どおり可決・承認された。

以上、議長が全ての議事を終了した旨を告げ降壇し、河内よしい副理事長の閉会挨拶により定時社員総会を終了した。



ブロック支部活動だより ～支部の活動をご紹介します～

当センターでは、地域に密着した活動ができるよう東京都社会保険労務士会の統括支部と同じ都内9か所（千代田、中央、城西、臨海、山手、城北、城東、武蔵野、多摩）にブロック支部を設置しています。

城北ブロック支部活動報告

城北ブロック支部長・練馬地区長 河内よしい

練馬区では4月の区長選挙により吉田健一区長が誕生しました。これに伴い、社労士の日ごろの活動を知っていただき、今後も区との協働を進めたく6月29日、萩原修練馬支部長、石井良実政連支部会長はじめ東京都社会保険労務士会練馬支部の役員とともに訪問し、成年後見活動の現況を報告いたしました。

まず、当団体の活動の経緯と練馬区内での社労士成年後見人の推薦依頼件数が現在まで、法定後見では57件、任意後見契約では2件であること。練馬区内における活動メンバーは26名、うち成年後見人として活動するメンバーは17名であること。そして、成年後見人として活動するメンバーは社労士成年後見センター東京の会員であること、裁判所提出の名簿へ氏名を登録していること、成年後見業務損害賠償責任保険に加入していること、センター東京への活動報告を年2回提出し指導監督委員会において厳しく審査されており、今までに社労士成年後見人の不祥事はないことなどを報告いたしました。

また、練馬区内でのお祭りにおける成年後

見に関する相談件数は昨年秋の「練馬まつり」では21件、この春の「照姫まつり」では13件と数年前と比べると非常に増えている旨をお伝えしたところ、吉田区長は大変興味を持たれた様子でした。

社労士は、年金や医療保険、介護保険の専門職であり、また労務管理の専門家でもあるため、支援するご本人だけでなくその家族や介護事業所等で働く職員の介護離職防止の観点からも他士業とは違った後見人の強みを持っている旨をお伝えいたしました。

多くのメンバーは練馬区の住民であるため、後見人としての支援が必要な方に対しては、地域での社会貢献の一環として活動をしており、ご本人が「練馬区に住んで良かった」と思えるような活動をしてゆきたい、さらには成年後見に関する民法や社会福祉法が改正される中、後見人の姿も変わってゆくと思われるため社会福祉協議会とも一層の協力強化を重ねてゆきたい旨をお伝えいたしました。

吉田区長、そして同席くださった毛塚区長室長は練馬区のマスコットである、「ねり丸」が背中にプリントされたポロシャツ姿で登場し、練馬区の新しい風を感じました。



熱心に懇談する吉田区長と支部メンバー



吉田健一練馬区長（右から4人目）とともに



城西ブロック支部活動報告

城西ブロック支部長 川崎雅俊

城西ブロック支部では、昨年夏、中野区の区長の申立てにより、社会保険労務士として依頼を受け初めて成年後見業務を受任しました。今回は市民後見人との共同受任であり、財産管理などの一般的な後見業務に加え、障害年金の手続きなど専門的な対応が必要な案件でした。そのため、社会保障手続きの専門家である社会保険労務士に依頼が寄せられました。

支援の結果、障害年金や障害者手帳に関す

る改善手続きが適切に進み、ご本人の生活環境や経済的な安定につなげることができました。

城西ブロック支部では、これまで社会福祉協議会や地域包括支援センターへの定期的な訪問を通じて、地域との信頼関係づくりに取り組んできました。その活動が実を結び、今回、成年後見業務の受任という大きな成果につながりました。

今後も地域の関係機関との連携を一層深め、社会保険労務士の専門性を生かしながら、地域に貢献する活動を継続してまいります。

センターからのお知らせ

○センター入会を是非お勧めください

センターでは、社労士の成年後見活動を推進し、その基盤を的確なものとするため継続して会員の増加、組織体制の強化を図っています。

成年後見人養成研修を受講済みでセンターには未入会の方や、社労士の行う成年後見活動についてご理解、協賛いただける方にセンターへの入会をお勧めくださいますようお願いいたします。

ご入会は随時可能となっております。手続詳細については成年後見センター事務局へご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、入会用申込書は、センター会員サイトにログインできる会員は「諸規程・諸様式」ページの「諸様式」からダウンロードできますので、入会希望者にお渡しいただくことも可能です。

○後見人等候補者推薦状を発行しています

当センターでは、各区市町村、地域包括支援センター、権利擁護センター等より成年後見人等の紹介・推薦依頼申込がありました際に、後見人等候補者として推薦された会員の推薦状を発行しています。

推薦状は、当センター理事長名で発出しており、後見等開始の審判申立書に添付していただくことができます。なお、候補者として推薦されたときに都度発行するものとしており、その他の用途としての利用はできません。

推薦状は、各ブロック支部長を経由、または依頼先ご担当者に直接送付することが可能です。詳細につきましては事務局にご確認ください。

編集後記

本年6月に成年後見制度の見直しを内容とする改正民法等が成立し、制度は大きな転換期を迎えました。

引き続き、本人が地域で安心して暮らし続けるための「一つの手段」として後見制度が適切に活用されるよう、制度を深く理解していくことが重要な課題となります。その中で、社会保障制度に関わる手続きを専門領域とする社会保険労務士への期待は一層高まっています。当センターも、成年後見人の養成に加え、行政や家庭裁判所、中核機関等との連携を深め、地域の権利擁護支援体制の充実に貢献してまいります。

制度の変化を新たな活躍の機会と捉え、会員の皆様とともに未来へ歩んでまいりましょう。（甲 康枝）

編集人 甲 康枝、河内 よしい、齋藤 恵美子、熊谷 祐子、齊藤 広幸、佐藤 香織、樋口 智佳子、平尾 啓泰、山口 茂